微動が平穏時のレベルに戻った、

あるいは戻る傾向が明瞭になる。

ただし、平穏時に戻る傾向が明瞭

であると判断してレベル1に下げ

た後に増加傾向に転じたことがわ

かった場合は、左記の基準に達し

	霧島山(えびの高原(硫黄山)周辺)の噴火警戒レベル判定基準	単 平成 28 年 12 月 6 日現在
レベル	当該レベルへの引き上げの基準	当該レベルからの引き下げの基準
5 -	【居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が切迫】 ・火砕流、溶岩流等が居住地域に切迫 等 【居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生】 ・火砕流、溶岩流等が居住地域に到達 等	各レベルに該当する現象が観測さ れなくなった場合には、活動状況
4	【居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の可能性】 次のいずれかが観測された場合 ・更なる噴火の拡大傾向(火口から半径3kmを超えて火砕流、 溶岩流等が到達) ・山体内に規模の大きな地震(有感地震を含む)が多発 ・多量のマグマ上昇を示す顕著な地殻変動	を勘案しながら、必要に応じて火 山噴火予知連絡会での検討結果も 踏まえ、総合的に判断する。
3	【居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火の可能性】次のいずれかが観測された場合 ・火口から半径 1 km 以内に大きな噴石飛散、火砕流、溶岩流等・噴火の拡大傾向(火口から半径 1 km 以遠に大きな噴石の飛散が予想される) ・大きな火山性微動(レベル2よりも規模大あるいは継続時間長) ・火山性地震の急増、規模増大(レベル2よりも規模大あるいは回数多) ・山体の膨張を示す明瞭な地殻変動(レベル2よりも規模大を示す地殻変動) 【居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生】・火口から半径 1 km~3 km 以内に大きな噴石飛散、火砕流、溶	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火の可能性でにしまるというとしていい、火口の可能性でにいいではませい。 大ないでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で
	岩流等 【火口周辺に影響を及ぼす噴火の可能性】 次のいずれかが観測された場合 ・火山性地震の増加(地震回数が50回/日以上) ・火山性微動の増加または規模増大(6回/日以上あるいは継続時間5分以上または振幅10~m/c N b の激動発生)	応じて火山噴火予知連絡会での検討結果も考慮して判断する。 噴火の発生がなく、山体膨張や噴気の増加傾向がなくなり、地震・

続時間5分以上または振幅10µm/s以上の微動発生)

噴気地帯等の熱異常域の拡大や噴気活動の活発化がみられ、か つ以下の現象を複数項目観測

- ・上記の基準には達しない程度の火山性地震の増加
- ・上記の基準には達しない程度の火山性微動の発生
- ・浅い低周波地震の発生
- ・山体膨張を示す地殻変動(傾斜計、GNSS、干渉 SAR 解析)ていなくてもレベル2に戻す。

【火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生】

- ・火口周辺に降灰する程度のごく小規模な噴火
- ・ここでいう「大きな噴石」とは、風の影響を受けずに弾道を描いて飛散するものとする。
- ・これまで観測されたことのないような観測データの変化があった場合や新たな観測データや知見が得られ た場合はそれらを加味して評価した上でレベルを判断することもある。
- ・火山の状況によっては、異常が観測されずに噴火する場合もあり、レベルの発表が必ずしも段階を追って 順番通りになるとは限らない(下がるときも同様)。
- ・レベル 5 からレベルを下げる場合にはレベル 4 ではなくレベル 3 に下げるものとする。
- ・レベルの引き上げ基準に達しない程度の火山活動の高まりや変化が認められた場合(例えばレベル1の状 況において、熱異常域の拡大やレベル2の基準に達しない程度の火山性地震・微動の発生等)などには、臨 時の「火山の状況に関する解説情報」を発表することで、火山の活動状況や警戒事項をお知らせする。
- ・以上の判定基準は、現時点での知見や監視体制を踏まえたものであり、今後随時見直しをしていくことと する。